

令和2年度（2020年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

C日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。解答は、設問に示された日時にかかわらず平成29年改正後の民法によること

問題1（10点）

以下の事項について、典型例を挙げて簡潔に説明しなさい
・取得時効の自然中断

問題2（15点）

次の事例を読み、〔問い〕に答えなさい。

Aは製造業を営んでおり、Yに対し、製品を卸していた。AはYに対し、卸した商品の代金債権100万円（弁済期は2019年10月末日。以下、 α という）を有していた。

2019年春頃から、不況によりAの製品が売れなくなり、Aの資力が悪化していた。そこで、Aは、 α を担保に借入れを行うことにし、2019年10月3日、弁済期を同年10月末日として80万円をXから借入れ、Xに対し α をこの債権の担保のため譲渡し、同年10月4日付けの内容証明郵便により、Yに対し債権譲渡通知を行った。この内容証明郵便は、同年10月6日にYに配達され、Yが受け取った。

他方、Aは、同年10月5日、 α を二重にBに80万円で譲渡し、同日、YとBを伴って公証役場に赴き、 α の債権譲渡についてYが承諾する旨の公正証書を作成した。

2019年10月末日を過ぎてもAが借入金を弁済しないため、同年11月5日、Xは、 α を取り立てるためYを訪れたところ、Yは、すでに α をBに弁済しているので、支払うことはできないとして支払いを拒絶した。Bは、同年10月末日、Yを訪れ、 α の弁済として100万円を受領していた。

〔問い〕

Xは、Yに対し、 α を取り立てるとして100万円を請求した。この請求が認められるかについて、Yからのあり得る反論及び判例を踏まえ、法的根拠を示して自己の見解を述べなさい（現在は、2019年12月である）。